

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- (歯初診) 初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- (外安全1) 歯科外来診療医療安全対策加算1
- (外感染1) 歯科外来診療感染対策加算1
- (医管) 歯科治療時医療管理料
- (口管強) 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
- (歯訪診) 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- (歯リハ2) 歯科口腔リハビリテーション料2
- (歯CAD) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- (補管) クラウン・ブリッジ維持管理料

(2024年12月2日時点)